|  |
| --- |
| **北秋田市地域商業等活性化支援事業補助金** |

|  |
| --- |
| 事業承継支援事業 |

|  |  |
| --- | --- |
| 募集期間 | 令和５年５月15日（月）～　７月14日（金）まで |

|  |  |
| --- | --- |
| 対象者 | 市内に本社若しくは本店を有している中小企業又は市の住民基本台帳に記載されている個人事業主であり、市内で事業を営む者。  ※事業を営む者の３親等以内の血族及び姻族以外に事業を承継させるものであること。ただし、承継者がＡターンである場合は除く。  ※対象事業に対して認定支援機関等（商工会、金融機関等）からの支援及び指導を受けており、具体的な計画を有している者・市税等の滞納がない者・風営法第２条１項第4号及び第5号、並びに第5項に規定される営業ではない者・暴力団防止法第2条第２号に規定される暴力団ではない者・政治資金規正法第３条に規定する政治団体でないこと・宗教法人法第２条に規定する宗教団体及び第４条に規定する宗教法人でないこと。 |

|  |  |
| --- | --- |
| 補助金額 | 上限300万円（補助率：補助対象経費の３/４以内）1,000円未満切り捨て |

|  |  |
| --- | --- |
| 対象事業  の内容 | 廃業する事業者から既存事業を引き継ぎ、操業を開始した場合、その事業の引継ぎに要した費用を補助します。 |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 補助対象経費 | ①専門家派遣 | ・初期診断費用  ・事業計画作成費用　等 |
| ②土地建物購入 | ・土地購入費  ・施設（資機材含）購入費 |
| ③施設整備 | ・新増築・改修工事費用  ・備品等購入費用 |
| ④その他 | ・広告宣伝費等事業の開始に必要となる経費　等 |

④事業実施

②プレゼン審査

③補助金交付

決定

⑥実地確認

⑦補助金交付

①交付申請

⑤実績報告

※追加資料の提出等をお願いする場合がありますので、申請前に事前相談を行ってください。

※審査会で事業計画のプレゼンをしていただきます。（７月下旬予定）

|  |
| --- |
| 応募から補助金  交付までの流れ |

【提出先・問い合わせ先】

　北秋田市産業部商工観光課商工労働係　〒018-3312　北秋田市花園町15番1号（市役所第二庁舎）

　TEL:0186-62-5360　FAX:0186-62-5551　E-mail:syoukou@city.kitaakita.akita.jp